

とっとりリモートワーカー育成・活用コンソーシアム 参画企業・団体等募集要項

とっとりリモートワーカー育成・活用コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）は、デジタル技術を活用できるリモートワーカーの育成、就労支援、及び、リモートワーカーの利活用を通じた県内企業のデジタル化の推進や生産性向上を図ることを目的に活動しています。

活動目的に賛同いただき、リモートワーカーの育成や活用等を推進する企業（個人事業主を含む）、地方公共団体、教育機関、産業支援機関、特定非営利活動法人等（以下「企業・団体等」という。）を募集します。

1 入会資格

コンソーシアムの入会にあたっては、以下のすべてを満たすことが必要です。

- (1) リモートワーカーの育成や活用等の推進に向けて具体的な活動ができる企業・団体等であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）及び鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に定める暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、その他これらに準じる者として法令その他に定める者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 自ら又は第三者を利用して、本事業に関して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて業務を妨害し、若しくは信用を毀損する行為、又は法的な責任を越えた不当な要求行為、その他これらに準じる行為をしない者であること。
- (4) 将来にわたって（2）のいずれにも該当しないこと及び（3）のいずれの行為もしないことを確約できる者であること。

2 コンソーシアム入会のメリット

- (1) とっとりリモートワーカー育成・実践事業の取組状況等を定期的に共有するとともに、リモートワーカーの育成・活用に関する情報や勉強会等をご案内します。
- (2) 参画企業・団体等が取り組むリモートワーカーの育成や活用等の取り組みを周知します。
- (3) コンソーシアムが運営するウェブサイトにて、参画企業・団体等のロゴマーク、または、ホームページへのリンクを掲載します。

3 会費

無料

4 募集期間

令和5年10月3日から随時募集

5 申込み方法

- (1) 申込み先
とっとりリモートワーカー育成・活用コンソーシアム事務局（特定非営利活動法人bankup）
- (2) 申込みフォーム
<https://forms.gle/U4mvM6GqNfA7KDQe9>
- (3) 申込書類
とっとりリモートワーカー育成・活用コンソーシアム入会申込書（様式第1号）に企業・団体等のロゴデータを添えてお申込みください。

6 入会の決定

申込みをいただいた後速やかに、内容を確認し、確認結果を申込み企業・団体等に入会決定書（様式第2号）によりご案内します。

(様式第1号)

とっとりリモートワーカー育成・活用コンソーシアム
入会申込書

とっとりリモートワーカー育成・活用コンソーシアムへの入会を申込みます。
なお、入会を申込むにあたり入会資格を有することを誓約します。

年 月 日

(フリガナ) 企業・団体等名	
所在地	
(フリガナ) 代表者氏名	
主な事業内容	
従業員数	
ホームページURL	
担当者氏名	
担当者所属/役職	
連絡先(電話)	
メールアドレス	
申込理由	
コンソーシアムの目的 実現に向けて協力いた だけの取組	次の中から当てはまるものにチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 人材育成 <input type="checkbox"/> 就労支援 <input type="checkbox"/> 人材活用 <input type="checkbox"/> 情報発信 <input type="checkbox"/> その他

※ロゴデータの添付をお願いします。

企業・団体等名
代表者氏名 様

とっとりリモートワーカー育成・活用コンソーシアム事務局

とっとりリモートワーカー育成・活用コンソーシアム
入会決定通知

とっとりリモートワーカー育成・活用コンソーシアム規約第5条に基づき 年 月 日 付けで申込みいただいたことについて次のとおり入会を承認しましたのでお知らせします。

- 1 企業・団体等名
- 2 代表者氏名
- 3 所在地
- 4 コンソーシアムの目的実現に向けて協力いただける取組等
入会申込書記載のとおり

(注) 上記規定の項目に変更などがあつた時は、速やかに御連絡ください。
退会を希望する場合は、退会届（任意様式）を事務局に提出してください。
違法行為、公序良俗に反する行為等があつた場合、会員の資格を失います。